

# 社会福祉法人における経営労務管理改善支援事業

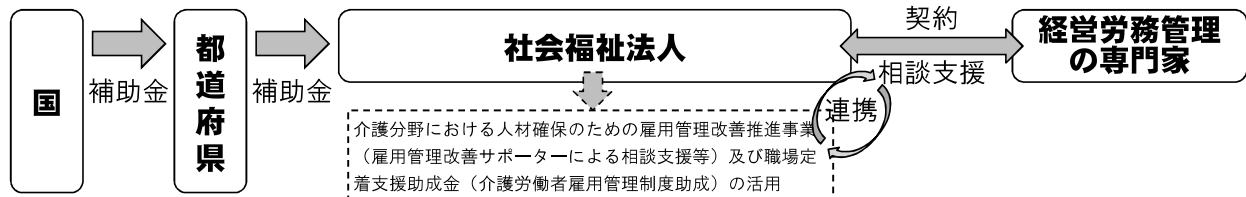
## 【概要】

- 介護や保育等のサービスを安定的かつ継続的に提供するため、介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について、経営労務管理の専門家による確認・相談支援等を受けることに対して支援を行うもの
  1. 実施主体 社会福祉法人
  2. 間接補助事業者 都道府県（社会福祉法人の主たる事務所が所在する都道府県が補助を行う）
  3. 補助基準 定額補助

- ① 経営労務管理の専門家による法人経営労務管理状況の確認
- ② 法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援
- ③ 専門家による改善状況のフォローアップ

## 経営状況や職務環境の改善

- 介護・保育人材等の確保・職場定着の促進



### ○経営労務管理に関する相談支援の内容

- ・ 介護職員等の業務の総合的な見直し（業務の分類により介護職員の専門性に応じた業務分担を行う）
- ・ 労務管理に係る状況の確認（賃金テーブルの設定等の状況確認）
- ・ ガバナンス体制（理事会・評議員会・監事等）、各種規程・業務手順の整備等の状況の確認
- ・ 決算・財務報告に関する規程の整備等の状況の確認

### ○経営労務管理の専門家

- ・ 各分野の専門家（公認会計士・税理士・弁護士・中小企業診断士・社会保険労務士等）、介護や保育事業等の経営労務の有識者

# 地域の介護事業者等の経営管理連携推進事業

## 概要

- 地域の介護等事業者の経営・労務管理等の優良事例の分析・検証のほか、人材育成の共同実施や人材交流等を通し、職員処遇に関する好事例の横展開を図るとともに、取組の推進を図る。
  1. 実施主体 社会福祉法人等 ※このほか都道府県等が直接実施することも可能。
  2. 補助基準 定額補助

## 補助対象事業

地域の事業者が連携し、経営労務管理手法を改善させる様々な取組を実施するための、コンサル経費、会議費、人件費等を補助対象とする。

事業実施にあたっては、地域のリーダー的な事業所が実施主体となり、コンサル等の連携により合同研修や、ワークショップを開催するなど、多様な手法で行うことが可能だが、取組により得られた知見等を地域の事業者等に還元することが求められる。

## 補助スキーム

